

【公報種別】特許法第17条の2の規定による補正の掲載

【部門区分】第2部門第7区分

【発行日】平成17年3月17日(2005.3.17)

【公開番号】特開2002-205855(P2002-205855A)

【公開日】平成14年7月23日(2002.7.23)

【出願番号】特願2001-2338(P2001-2338)

【国際特許分類第7版】

B 6 5 H 20/10

B 4 1 J 15/04

【F I】

B 6 5 H 20/10 B

B 4 1 J 15/04

【手続補正書】

【提出日】平成16年4月20日(2004.4.20)

【手続補正1】

【補正対象書類名】明細書

【補正対象項目名】特許請求の範囲

【補正方法】変更

【補正の内容】

【特許請求の範囲】

【請求項1】

記録媒体に情報を記録する記録装置において、

記録済みの前記記録媒体を吸引する吸引口であって、前記記録媒体の搬送方向に複数設けられた吸引口を有する吸引部を備え、

前記記録媒体が搬送されて来ていないときは前記吸引口をシャッタにより閉じておき、前記記録媒体が搬送されて来たときはその先端の搬送にしたがって前記吸引口を前記シャッタにより順次開けていくことを特徴とする記録装置。

【請求項2】

前記シャッタは、カム機構により動作されることを特徴とする請求項1に記載の記録装置。

【請求項3】

前記シャッタは、前記吸引口に対応する穴が設けられていることを特徴とする請求項1または2に記載の記録装置。

【請求項4】

前記穴は、前記記録媒体の搬送上流側が搬送下流側より長穴に形成されていることを特徴とする請求項3に記載の記録装置。

【手続補正2】

【補正対象書類名】明細書

【補正対象項目名】0007

【補正方法】変更

【補正の内容】

【0007】

【課題を解決するための手段】

上記目的達成のため、本発明の請求項1に係る記録装置では、記録媒体に情報を記録する記録装置において、記録済みの前記記録媒体を吸引する吸引口であって、前記記録媒体の搬送方向に複数設けられた吸引口を有する吸引部を備え、前記記録媒体が搬送されて来ていないときは前記吸引口をシャッタにより閉じておき、前記記録媒体が搬送されて来たときはその先端の搬送にしたがって前記吸引口をシャッタにより順次開けていくことを特徴

としている。

【手続補正3】

【補正対象書類名】明細書

【補正対象項目名】0009

【補正方法】変更

【補正の内容】

【0009】

また、吸引口は、シャッタにより開閉されるので、記録媒体の搬送とシャッタの開動作の同期をとるのみで、記録媒体の先端の搬送にしたがって吸引口を順次開ける動作を容易に行うことができる。

【手続補正4】

【補正対象書類名】明細書

【補正対象項目名】0010

【補正方法】変更

【補正の内容】

【0010】

請求項2に係る発明では、請求項1に記載の記録装置において、前記シャッタは、カム機構により動作されることを特徴としている。これにより、吸引口の開閉を単純な機構で確実に動作させることができるようになる。

【手続補正5】

【補正対象書類名】明細書

【補正対象項目名】0011

【補正方法】変更

【補正の内容】

【0011】

請求項3に係る発明では、請求項1または2に記載の記録装置において、前記シャッタは、前記吸引口に対応する穴が設けられていることを特徴としている。これにより、吸引口と穴とを一致させるのみで吸引口を開け、吸引口と穴とをずらすのみで吸引口を閉じることができる。

【手続補正6】

【補正対象書類名】明細書

【補正対象項目名】0012

【補正方法】変更

【補正の内容】

【0012】

請求項4に係る発明では、請求項3に記載の記録装置において、前記穴は、前記記録媒体の搬送上流側が搬送下流側より長穴に形成されていることを特徴としている。これにより、長穴に対応した吸引口をその長穴よりも小さい穴に対応した他の吸引口に比べて長時間開けておくことができるので、記録媒体の先端の搬送にしたがって吸引口を順次開ける動作を容易に行うことができる。